

はしうど福社会役員等の報酬等支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法人の役員等に対する報酬等の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等に支給する報酬の額は、次の区分により支給する。

2 理事の内、職員理事については支給をしない。

理事長	年額 360,000円
理事長を除く理事	年額 80,000円
監事	年額 120,000円
評議員	評議員会出席4,000円/回

(支給の方法)

第3条 前条の報酬は、当該年度終了後、速やかにまとめて支給する。

2 理事長及び、理事、監事の年度中における就任及び退任等は、前条の額を月割で計算し、支給する。ただし、1箇月に満たない日数は考慮しない。

附則

1 この規則は、平成12年10月27日から施行し、平成12年9月1日より適用する。

平成14年4月1日	一部改正
平成14年8月23日	一部改正
平成15年7月22日	一部改正
平成16年4月1日	一部改正
平成19年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
平成29年4月1日	評議員会承認（社会福祉法改正による）